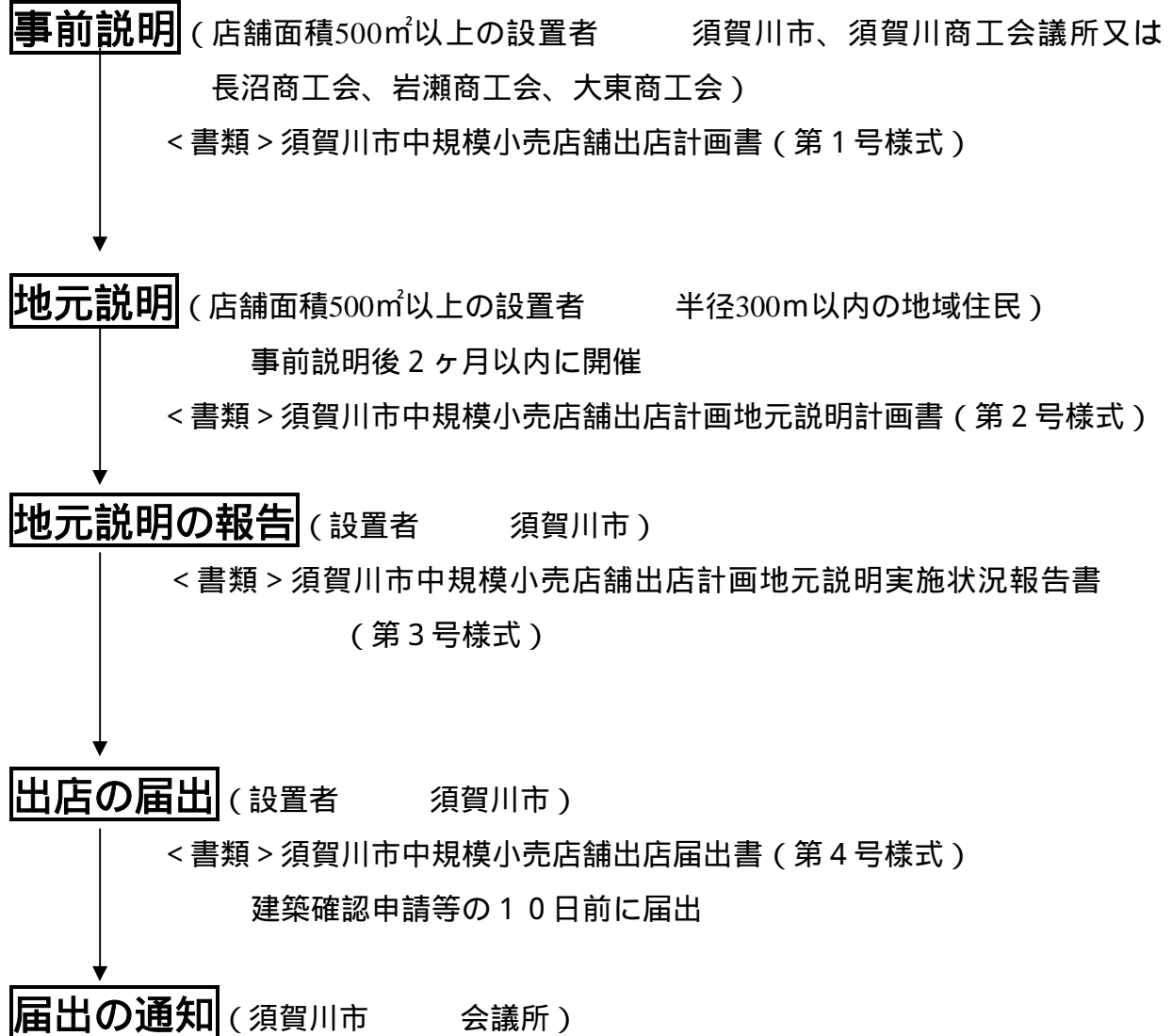


< 須賀川市中規模小売店舗出店届出要綱の手続流れ >



須賀川市中規模小売店舗出店届出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中規模小売店舗における出店に関しその概要を把握することにより、その周辺の地域の生活環境の保持を図り、地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗面積 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。
- (2) 中規模小売店舗 一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が200平方メートル以上1,000平方メートル以下のものをいう。
- (3) 地域住民 中規模小売店舗の所在地を中心とするおおむね半径300メートル以内の地域に居住する者、事業を営む者及び事業所に勤務する者をいう。

(中規模小売店舗の設置者の責務)

第3条 中規模小売店舗の設置は、周辺地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該中規模小売店舗を維持し、運営しなければならない。

(事前説明及び地元説明)

第4条 中規模小売店舗を設置（新設及び建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより中規模小売店舗となる場合をいう。以下同じ。）しようとする者（以下「設置者」という。）は、その店舗面積が500平方メートル以上である場合には、出店計画の内容について、須賀川市中規模小売店舗出店計画書（様式第1号）により、あらかじめ市長及び当該中規模小売店舗の設置予定地の商工会議所又は商工会（以下「会議所等」という。）の長に説明（以下「事前説明」という。）を行わなければならない。

2 前項の規定による事前説明を行った者は、当該事前説明の日から2か月以内に地域住民に対し、出店計画の概要について説明（以下「地元説明」という。）しなければならない。

3 前項の規定による地元説明を行う者は、その日時、場所等について、あらかじめ須賀川市中規模小売店舗出店計画地元説明計画書（様式第2号）を市長に提出しな

なければならない。

(地元説明の確認)

第 5 条 前条第 2 項の規定による地元説明を行った者は、終了後速やかに須賀川市中規模小売店舗出店計画地元説明実施状況報告書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

(設置者の届出)

第 6 条 前条の規定による地元説明の報告を行った者及びその他の設置者は、中規模小売店舗の出店に当たり、次に掲げる日の10日前までに須賀川市中規模小売店舗出店届出書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為許可を受けなければならない場合は、当該申請の日
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第205号）第 6 条第 1 項の規定による建築確認を受けなければならない場合は、当該申請の日。
- (3) 前各号に該当しない場合は、当該建築の工事に着手する日。
- (4) 既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより中規模小売店舗となる場合は、当該変更する日。

(会議所等の長への通知)

第 7 条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、速やかに会議所等の長に通知するものとする。

(変更の届出)

第 8 条 第 6 条の規定による届出があった中規模小売店舗について、当該届出事項の変更があるときは、その店舗面積が500平方メートル以上の中規模小売店舗を設置している者（当該変更により店舗面積が500平方メートル以上となる者を含む）は、須賀川市中規模小売店舗変更計画書（様式第 5 号）により市長及び会議所等の長に説明しなければならない。

2 前項の規定による変更を行ったときは、中規模小売店舗を設置している者は、速やかに須賀川市中規模小売店舗変更届出書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

3 第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定は、第 1 項及び第 2 項の規定による届出に準用する。

ただし、軽微な変更については、第 4 条第 2 項による地元説明は省略できるものとする。

(縦覧等)

第9条 市長は、第4条から第8条までの規定による届出があった場合には、当該届出及び添付書類を縦覧に供するなど、適切と思える方法により市民に周知しなければならない。

(協力の要請)

第10条 市長は、第1条の目的を達成するために、必要があれば、設置者に対し協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期間)

1 この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱が実施されるまでの間、既に中規模小売店として設置している者、当該中規模小売店において小売業を営む者は、第4条に規定する事前説明は終了したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに改正前の須賀川市中規模小売店舗出店届出要綱及び長沼町中規模小売店舗出店届出要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。